

福島市生涯学習活動推進員設置要綱

(目 的)

第1条 本市における生涯学習理念の具現化と市民の生涯学習活動の推進を図るため、福島市生涯学習活動推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 推進員は原則としてボランティアとし、前条の目的を達するため、以下のことを行う。

- (1) 生涯学習理念の推進に関する事業の企画と実施及び支援
- (2) 社会教育事業の企画と実施及び支援
- (3) その他目的達成に必要な事項

(登 録)

第3条 福島市生涯学習推進本部長は、以下の各号に該当し希望する者を推進員として登録する。

- (1) 社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」の修了者
- (2) 国または県主催の上記と同様な養成講座の修了者
- (3) 市が主催する生涯学習ボランティア養成研修会の修了者
- (4) 学習センター館長の推薦があった者
- (5) その他福島市生涯学習推進本部長が特に認めた者

(登録の取り消し)

第4条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、推進員の登録を取り消すものとする。

- (1) 本人より登録辞退の申し出があったとき
- (2) その他福島市生涯学習推進本部長が推進員として不相当と認めたとき

(組 織)

第5条 推進員は、関係機関及び相互の連絡調整と資質の向上を図るために、推進員が連携して活動する、福島市生涯学習活動推進員の会を組織するとともに加入しなければならない。

(保険加入等)

第6条 推進員は活動に伴う事故などに備え、ボランティア保険に加入しなければならない。

(個人情報保護及び守秘義務)

第7条 推進員は、活動中に知り得た個人情報については、法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。推進員を辞めてからも同様とする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成12年4月1日施行の福島市生涯学習アドバイザー設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。